

議案第26号

ごみ・し尿処理事業の取扱いについて

ごみ・し尿処理事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川宗一

項目	ごみ・し尿処理事業の取扱い
ごみ・し尿処理事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

ごみの分別及び収集	さいたま市の制度に統一する。
ごみの処理手数料	さいたま市の制度に統一する。
ごみの処理業申請手数料	さいたま市の制度に統一する。
資源物回収奨励金	さいたま市の制度に統一する。
し尿処理の手数料	さいたま市の制度に統一する。

議案第 26 号関係（ごみ・し尿処理事業の取扱い）

現 況																																	
さいたま市	岩槻市																																
<p>1 ごみ処理事業 （1）ごみの分別及び収集回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収集回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃えるごみ</td> <td>週 2 回</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>資源物 1 類 びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>資源物 2 類 新聞、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、繊維、その他の紙</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>有害危険ごみ 蛍光管、乾電池、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ 最大の辺または径が 90 cm 以上 2 m 未満のもの</td> <td>戸別収集 直接搬入</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収集回数	燃えるごみ	週 2 回	燃えないごみ	週 1 回	資源物 1 類 びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック	週 1 回	資源物 2 類 新聞、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、繊維、その他の紙	週 1 回	有害危険ごみ 蛍光管、乾電池、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター	週 1 回	粗大ごみ 最大の辺または径が 90 cm 以上 2 m 未満のもの	戸別収集 直接搬入	<p>1 ごみ処理事業 （1）ごみの分別及び収集回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収集回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>週 2 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不燃ごみ</td> <td>金属、ガラス、陶器類</td> <td>月 2 回</td> </tr> <tr> <td>プラスチック類</td> <td>月 4 回</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ びん、かん、ペットボトル、新聞、雑誌類、ダンボール、繊維</td> <td>月 2 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有害危険ごみ 蛍光管、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、ライター</td> <td>乾電池、水銀体温計</td> <td>年 3 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 4 回</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ 1 辺が 50 cm 以上 2m 未満のもの</td> <td>戸別収集 直接搬入</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収集回数	可燃ごみ	週 2 回	不燃ごみ	金属、ガラス、陶器類	月 2 回	プラスチック類	月 4 回	資源ごみ びん、かん、ペットボトル、新聞、雑誌類、ダンボール、繊維	月 2 回	有害危険ごみ 蛍光管、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、ライター	乾電池、水銀体温計	年 3 回		年 4 回	粗大ごみ 1 辺が 50 cm 以上 2m 未満のもの	戸別収集 直接搬入
区分	収集回数																																
燃えるごみ	週 2 回																																
燃えないごみ	週 1 回																																
資源物 1 類 びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック	週 1 回																																
資源物 2 類 新聞、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、繊維、その他の紙	週 1 回																																
有害危険ごみ 蛍光管、乾電池、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター	週 1 回																																
粗大ごみ 最大の辺または径が 90 cm 以上 2 m 未満のもの	戸別収集 直接搬入																																
区分	収集回数																																
可燃ごみ	週 2 回																																
不燃ごみ	金属、ガラス、陶器類	月 2 回																															
	プラスチック類	月 4 回																															
資源ごみ びん、かん、ペットボトル、新聞、雑誌類、ダンボール、繊維	月 2 回																																
有害危険ごみ 蛍光管、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、ライター	乾電池、水銀体温計	年 3 回																															
		年 4 回																															
粗大ごみ 1 辺が 50 cm 以上 2m 未満のもの	戸別収集 直接搬入																																

現 況

さいたま市

岩槻市

(2) 処理手数料

区分	市が収集運搬・処分するもの	市が処分のみするもの
普通世帯から排出するもの(搬入量1回に100kg以上から)	——	最初の10kgから10kgごとに20円
市が戸別収集するもの	500円/個	——
市長が指定した適正処理困難物のうち規則で定める品目	1品につき2,000円を上限とし、品目別に規則で定める額	1品につき1,500円を上限とし、品目別に規則で定める額
事業活動に伴って生ずるもの	——	10kgごとに170円
死犬・猫等の死体	1,000円/頭	500円/頭

(2) 処理手数料

区分	市が収集運搬・処分するもの	市が処分のみするもの
日常生活に伴って生じた比較的大型の固形廃棄物	10kgごとに100円	——
前記に規定する算出基準に実情がそぐわれないと市長が認めるとき	1m ³ ごとに3,800円	——
市が戸別収集するもの	(制度無し)	——
事業活動に伴って生ずるもの	——	10kgごとに100円
死犬・猫等の死体	100円/頭	——

(3) 処理業申請手数料

一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	3,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	3,000円

(3) 処理業申請手数料

一般廃棄物処理業許可申請手数料	2,000円
-----------------	--------

(4) 資源物回収奨励金

「ごみ減量運動補助金」
自治会・PTAなどの非営利団体が回収した資源物1kgに対し5円を交付

(4) 資源物回収奨励金

「資源回収団体奨励金」
自治会・PTAなどの非営利団体が回収した資源物1kgに対し4円を交付

現 況

さいたま市

岩槻市

2 し尿処理事業
手数料

区分	基準	金額	備考
普通世帯	世帯割 1世帯につき 月額	480円	1 別に市長が指定する改良便所を使用する世帯については、1世帯につき月額230円を加算して徴収する。 2 1歳未満は、除く。
	人員割 1人につき 月額	230円	
	基本料 1回につき	480円	臨時処理に限る。
	従量割 36リットルにつき	230円	
事業所その他多数の者が利用する施設	基本料 1施設につき 月額	480円	
	従量割 36リットルにつき	230円	
	基本料 1回につき	480円	臨時処理に限る。ただし、工事現場等の仮設便所は除く。
	従量割 36リットルにつき	230円	

2 し尿処理事業
手数料

区分	単位	金額
普通世帯	世帯割	600円
	人員割	220円
改良式便槽世帯	世帯割	740円
	人員割	220円
従量世帯	会社、工場及び事業所、病院、飲食店、マーケット等不特定多数の者が出入りする世帯については、36リットルにつき320円	

くみとり回数は、原則として20日に1回とする。